

平成16年2月5日

日本公認会計士協会殿

(社)日本監査役協会

監査基準委員会報告書 第25号(中間報告)

**「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」について
(公開草案)への意見**

このたび公表されました貴協会の標記公開草案に対して下記のとおり意見を申し上げます。

記

当協会は貴協会が本実務指針「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人とのコミュニケーションについて」を定められることにより、監査役等と監査人との関係が一層強化され監査レベルの向上が図られることを願うものであります。

以下、この観点から表現上の問題についてご意見を申し上げます。

1. 監査役等とのコミュニケーションの目的

5.として「取締役会は、商法等の法令の規定に基づき、会社の業務を決定し、取締役又は執行役の職務の執行を監督する権限と責任を有しているが、監査人が行うコミュニケーションは、専ら経営者に対するモニタリングの機能を担う監査役等を対象とする。

なお、監査役等が誠実に対応しない場合で、監査役等以外の機関等が実質的に経営者に対するモニタリングの機能を有するときは...これらの機関等をコミュニケーションの対象者に含めることを検討する」とされていますが、この第5項については、表現されている内容が不明確であり、本実務指針においては不要であり、削除されるべきであると思料致します。

最初のパラグラフについては前段と後段のつながりが明確でないと思われま

す。
前段の取締役会の権限と責任についての説明と後段の監査役等をコミュニケーション対象とするとの説明と繋がり方が不明。

後段については、監査人は監査役等を対象としたコミュニケーションしかしないように読めます。意味されるところは

「この実務指針は、経営者に対するモニタリングの機能を担う監査役等を対象として監査人が行うコミュニケーションについて定めるものである。」

ということではないかと思われませんが、この趣旨であれば本報告書の目的とされている1.の内容と重複するよう思われます。

次のパラグラフで「なお、監査役等が誠実に対応しない場合、・・・」と監査役等の制度が機能しない場合を前提とした表現は不適切ではないかと思えます。同じパラグラフで

「・・・監査役等以外の機関が・・・」とされる表現は何を指し示すのかが明確でなく、そのような不明確な機関等をコミュニケーションの対象として指針を定めることの意味が不明であります。

以上のことから 第5項については削除されるべきであると思料致します。

2. コミュニケーションの範囲と内容

8.(3) 内部統制に関する事項として

- ・ 内部統制に関する経営者による評価、その範囲及び頻度に対しての監査役等の見解

を上げられていますが、「監査役等が経営者に対するモニタリング機能を十分果たすことができるよう」(鏡文)「監査役等の職務遂行に関連し重要」と判断された事項としてこの項で上げるべきものは

「監査役等の見解」ではなく、まず「監査人の見解」ではないかと思えます。「監査役等の見解」はこの項では異質であり削除されるべきであると思料致します。

同じく 8.(3) 内部統制に関する事項として

「統制リスクに関する監査人の評価」が上げられておりません。これは監査役等の職務遂行に関連し極めて重要なことで、上げられるべきであると思料致します。検討段階においては上げられていたと思いますが何故削除されたのか、ご説明をお願い致したく存じます。

8.(7) 不正、誤謬又は違法行為に関する事項として

- ・ 監査役等が職務遂行上発見した不正、誤謬若しくは違法行為又はそれらの兆候を上げられていますが、これも上記「内部統制に関する・・・監査役等の見解」同様にこの項で上げるべきはなく削除すべきであると思料致します。

以上